

下関市「学びの多様化学校」空間づくり業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本市では、「学びの多様化学校」として、現関西小学校内に併設している文洋中学校分教室を分校に改組し、新たに設置する予定である。ここに通う不登校状態又は不登校傾向にある子どもたちにとって最も必要なものは、「ここで学びたい」「ここにいたい」と思える安心できる居場所づくりであり、そのためには、子どもたちが日々の学習に集中できる空間やリラックスして過ごせる空間、遊びを通じて他者とふれあい、音楽や運動にも自分のペースで挑戦できる空間を整備していくことが必要である。

本業務は、「学びの多様化学校」の開校に向け、子どもたちの多様な活動に対応し、安心して通える居場所となる空間を整備することを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 業務名 | 下関市「学びの多様化学校」空間づくり業務委託 |
| (2) 履行場所 | 下関市関西町12-1（下関市立関西小学校敷地内） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和8年3月16日まで |
| (4) 業務内容 | 別紙1 下関市「学びの多様化学校」空間づくり業務委託仕様書のとおり |

3 予算

見積り限度額 10,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 日程

内 容	日 程
プロポーザル実施の公告日	令和7年7月28日(月)
質問の受付期間	令和7年7月28日(月)から 令和7年8月4日(月)まで
質問に対する回答	令和7年8月5日(火)まで
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年8月6日(水)まで
プロポーザル参加資格審査結果通知	令和7年8月8日(金)までに発送
提案書等提出期限	令和7年9月17日(水)まで
プレゼンテーション	令和7年9月30日(火)
選考結果通知	令和7年10月3日(金)までに発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本プロポーザルの公告の日からプレゼンテーションの日までの間に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(3) 法人等の団体であること。

複数の協力事業者が連携して提案を行う場合は、あらかじめ代表事業者を定め、提案体制調書（様式3）を提出すること。なお、参加申込書や提案書等の提出、契約の締結並びに業務に係る責任は、代表事業者が一括して負うものとする。

※協力事業者は、本業務における他の提案体制の参加構成員になることはできないものとする。

(4) 次の申立てがなされていない者であること。

ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続き開始の申立て

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続開始の申立て

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立て

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(6) 本業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託しない者であること。

(7) 市税を滞納していないこと。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

・参加申込書（様式1）

※下関市物品・役務競争入札参加資格有資格者名簿に登録のない者は、以下のものも提出すること。各証明書については、提出書類の提出日から起算して3月以内に発行されたものを提出すること。なお、複数の協力事業者と連携して提案を行う場合は、代表事業者のみ提出の対象とします。

・市税滞納がない旨の証明書の写し（本市に対して納税義務がない場合は、本社が所在する市区町村が発行する滞納のない証明書の写しを添付すること。）

・登記事項証明書

・財務諸表（最新決算年度の貸借対照表、損益計算書）

(2) 提出方法 持参又は郵送（書留郵便又は簡易書留に限る。）

なお、郵送の場合は提出期限日必着とします。

(3) 提出期限 令和7年8月6日(水) 午後5時必着

(4) 提出先 下関市教育委員会教育部学校教育課（事務局）

(5) 参加資格審査の結果通知

ア 通知日 令和7年8月8日(金)までに参加資格審査結果通知書（様式2）を発送します。

参加申込書を提出したにもかかわらず、参加資格審査結果の通知がない場合は、お手数ですが、令和7年8月18日(月)午後5時までに事務局に電話でご確認ください。

イ 通知方法 郵送

ウ その他 参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して10日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 別紙「質問書（様式4）」のとおり
- イ 提出方法 電子メール（受信確認の連絡を行ってください。）
- ウ 受付期間 令和7年7月28日(月)から令和7年8月4日(月)
午後5時必着
- エ 提出先 下関市教育委員会教育部学校教育課（事務局）

(2) 回答

- ア 回答方法 電子メール
- イ 回答日 令和7年8月5日（火）まで

※質問は参加者全員に回答します。

ただし、個別事案に係る質問や簡易な質問については、質問者のみに回答します。また、競争性の確保に影響するおそれのある内容（参加者数、参加者名等）については、回答しないものとします。

8 現地調査

提案の精度を高め、実効性のある空間づくりとするため、原則として現地訪問による施設調査（各部屋の寸法、色彩、動線、音環境、採光、電源配置等）を行い、現状把握、物理的制約等の確認を行うこと。現地調査は、市の指定した期間内（令和7年8月20日から8月29日）までとし、事前に、市担当者と日時調整すること。ただし、現地訪問が困難な場合や、現在、施設工事中のため、確認できない空間がある場合は、市が後日、参加者全員へ提示する資料（施設詳細図、各空間の写真等）を確認の上、提案を行うこと。

9 提案書作成方法等

(1) 提出書類

提案書（任意様式） 正本1部、副本8部

なお、提案書は1者について1案とします。

(2) 提出期限 令和7年9月17日(水) 午後5時必着

(3) 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

また、期限までに提案書の提出がない場合は辞退したものとみなします。

(4) 提案書の作成方法

- ・ 正本にのみ別紙「公募型プロポーザル企画提案書（様式5）」を添付すること。また、副本は事業者名やロゴなど事業者が特定できる記載がないものとする。
- ・ 正本及び副本ともに、業務実績調書（様式6及び契約実績を示す契約書の写しを添付すること。）、見積書（任意様式。ただし、あて先を「下関市長」とすること。）、業務実施に係る運営体制（体制図及び各業務に従事する担当者数等）を示した書類（任意様式）、業務スケジュール（任意様式）の順に並べ、各部左上1箇所をホッチキス留めすること。
- ・ 用紙の大きさはA4版とする。ただし、図表等についてはA3版で織り込むことも可とする。
- ・ 選定した物品等の詳細（メーカー・規格・定価）及び写真を提示すること。

できる限り具体的に提案し、提案内容は簡素な文書を用い、専門知識を有しない者でも理解できるよう、わかりやすい表現となるよう留意すること。

真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報に記載しないこと。

(5) 提出先 下関市教育委員会教育部学校教育課（事務局）

10 審査方法

(1) 評価基準

別紙2評価基準のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

ア 日程 令和7年9月30日(火)

(時間等の詳細については別途連絡します。)

イ 実施場所 下関市幡生新町1番1号

下関市教育センター3階 小研修室2（予定）

ウ 出席者 3名以内

エ 実施時間 50分以内（プレゼンテーション30分以内、ヒアリング20分以内）

オ 貸出物品 机、椅子、HDMIケーブル、電子黒板（PCをHDMIケーブルでつなぐだけで資料を表示できる大型ディスプレイ）

それ以外の物品については、企画提案者の負担において用意してください。

カ その他

プレゼンテーションの順番は市が提案書を受理した順番とします。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

(3) 候補者の選定方法

ア 市が設置したプロポーザル審査委員会が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ 失格者を除き、各審査委員が評価項目ごとに評価点を付し、係数を乗じた得点（100点満点）に基づき評価し、全審査員の得点合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合には「1. 企画内容のうち「(1) 設計した空間デザインの妥当性と創意工夫」の評価内容に係る全審査員の得点合計が高い者を候補者として選定します。

エ 上記にかかわらず、総合点が満点の60%以下の場合には候補者として選定しません。

(4) その他

次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合又は提出書類に不備があった場合

ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ 価格提案書（参考見積り）の金額が、見積り限度額を超過した場合

1 1 選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に選定結果通知書（様式7）により通知します。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に「プロポーザル方式による候補者選定結果の公表について（様式8）」により公表します。

- （1）所管課及び業務名
- （2）企画提案者数
- （3）候補者の名称及び総合点

1 2 契約締結に向けての協議

- （1）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。
- （2）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。
- （3）業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

1 3 情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとします。

1 4 その他

（1）提出書類の取扱い

ア 提出された書類は返却しません。

イ 提出後の訂正、差し替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

- （2）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

- （3）参加申込者（協力事業者を含む。）は、市が提供した情報（公知の情報を除く。）及びプロポーザルに関して知り得た情報を、第三者に開示又は漏えいしてはなりません。

- （4）審査の公平性を確保し、適切な事業者の選定を図るため、審査委員会委員、本市職員、本件関係者及び他の参加申込者（協力事業者を含む。）に対して、本件提案についての不正な接触を禁止します。

- (5) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (6) 参加申込者又は企画提案者が1者の場合であっても、本プロポーザルは実施します。
- (7) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合には、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。
- (8) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。
- (9) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

1 5 提出・問い合わせ先（事務局）

下関市教育委員会教育部学校教育課 担当 藤田

〒751-0830 下関市幡生新町1番1号

電話 083-231-1372 ファクシミリ 083-222-8333

電子メール kisido@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

1 6 施行期間

本要領は、令和7年7月28日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。